**鹿児島県トライアルサウンディングに関する協定書**

　鹿児島県（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）とは，鹿児島県トライアルサウンディング（以下「サウンディング」という。）に関して次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は，●●●公園の更なる魅力や利便性の向上を図るために実施するサウンディングを円滑に行うための必要事項を定めるものである。

　（位置）

第２条　乙がサウンディングを実施する場所は「実施要領　別紙２」に定めるところによる。

　（行為等）

第３条　乙の，公園の使用に係る必要な許可については，「トライアルサウンディング　決定通知書」により許可するものとする。

２　乙は，上水道及び下水道並びに電気供給設備と，乙が行為で使用する機器等を接続する際は，指定管理者と協議し必要に応じて供給事業者へ使用許可申請等の手続きを行うこと。

３　乙はサウンディング期間中，甲が発行した「トライアルサウンディング　決定通知書」を公園利用者が視認できるように表示すること。

　（費用の負担）

第４条　鹿児島県都市公園条例第１３条第１項に基づく使用料等は，免除とする。

２　乙は，上下水道や電気の使用料のほか，必要な資機材や燃料について，サウンディング期間中に発生したものを負担すること。

　（維持管理）

第５条　サウンディング期間中の清掃その他営業に必要な維持管理は，乙が適切に行うこと。

２　乙は，サウンディング期間が満了したとき又は甲よりサウンディングが取り消されたときは，乙の負担により甲が指定する期日までに，公園施設の原状回復を行うこと。

３　サウンディング期間中に発生したゴミは，乙が責任をもって適切に処分すること。

４　乙は，実施日以外にサウンディングに関連したものを残置する場合は，予め指定管理者と協議の上，一般公園利用者の安全に配慮した形で行うこと。

　（広報）

第６条　乙がサウンディングに関する広報を行う際は，その内容についてあらかじめ甲と協議を行うこと。

　（法令の遵守）

第７条　乙は，サウンディングの実施に当たり，関係する法令等を遵守し，必要な手続を遅滞なく行うこと。

　（事件又は事故発生時）

第８条　サウンディング期間中に事件又は事故が発生した際，乙は直ちに応急処置を行った上で遅滞なく甲へ内容及び状況を報告すること。

２　サウンディング期間中に乙が甲若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は，直ちに乙は甲へその状況及び内容を書面により報告し，すべて乙の責任において処理解決をするものとし，甲は一切の責任を負わないものとする。

（サウンディングの中止）

第９条　サウンディング期間中に地震や台風といった天災，その他予期せぬ事態の影響によりサウンディングが困難となった場合，直ちに乙は甲へその状況及び内容を報告し，協議を行うこと。なお，公園施設の復旧が必要な場合は甲が行うものとするが，乙の行為に関連する資機材に被害が出た場合は，乙が復旧するものとする。

２　サウンディング期間中に，大雨・台風等の異常気象時は，乙はただちにサウンディングを中止すること。

３　同条第１項，第２項によるサウンディングの中止が原因で乙が被った損害について，甲は補償しない。

　（安全管理）

第１０条　乙は，乙の行為に関連する資機材に破損や故障が確認された場合は直ちに安全を確保できるように対策を行うこと。

２　乙は，乙の行為に関連する資機材以外のサウンディングの範囲内にある公園施設の破損や樹木の枯れなど，公園利用者に危害が及ぶ可能性が確認された場合は，直ちに甲に報告を行うこと。

　（利用者アンケートの実施）

第１１条　乙は，利用者に甲と協議を行って内容を定めたアンケートを実施すること。

　（サウンディング調査結果の報告）

第１２条　乙は，次に掲げる事項を報告書にまとめ，サウンディング終了後２週間以内に甲に書面にて提出すること。

（１）トライアルサウンディングをするうえで生じた問題点

（２）トライアルサウンディング期間中の集客数，顧客ニーズ

（３）トライアルサウンディング期間中の売上高，収益状況

（４）当該用地に求める設備，機能，条件等

（５）継続的な事業実施にあたって必要となる条件等

（６）利用者へのアンケート結果

２　乙は，甲が実施するトライアルサウンディングに関するヒアリング調査に協力すること。

（期間）

第１３条　本協定書は，締結日から令和　　年　　月　　日までの期間有効なものとする。

　（その他）

第１４条　本協定書に示した内容のほか，疑義が発生した場合は都度協議を行い，解決を図ること。

　この協定の締結の証として本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，各自１通を保有する。

　令和６年　月　　日

鹿児島市鴨池新町１０番1号

甲　鹿児島県

鹿児島県知事　塩田　康一

住所

乙　会社名等

代表者名